

浦添市建築確認申請等手数料条例（平成12年条例第4号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
浦添市建築確認申請等手数料条例			浦添市建築確認申請等手数料条例		
平成12年3月31日			平成12年3月31日		
条例第4号			条例第4号		
注 平成27年3月から改正経過を注記した。			注 平成27年3月から改正経過を注記した。		
(その他の手数料)			(その他の手数料)		
第7条 [略]			第7条 [略]		
2～10 [略]			2～10 [略]		
[新設]			11 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）の中間検査に関する手数料は、別表第9のとおりとする。		
別表第8（第7条第8項関係）			別表第8（第7条第8項関係）		
手数料の名称	手数料を徴収する事務	手数料の額	手数料の名称	手数料を徴収する事務	手数料の額
1 開発行為許可申請手数料	都計法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請	ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは1件につき8,600円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは1件につき22,000	1 開発行為許可申請等手数料	都計法第29条第1項若しくは第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請又は都計法第34条の2第1項の規定に基づく開発行為の協議の申出に対する審査	ア 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは1件につき11,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは1件につき26,0

円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは1件につき43,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは1件につき86,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは1件につき130,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは1件につき170,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは1件につき220,000円、10ヘクタール以上のときは1件につき300,000円

イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは1件につき13,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは1件に

00円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは1件につき51,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは1件につき103,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは1件につき156,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは1件につき204,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは1件につき264,000円、10ヘクタール以上のときは1件につき360,000円

イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは1件につき15,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは1件に

つき30,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは1件につき65,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは1件につき120,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは1件につき200,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは1件につき270,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは1件につき340,000円、10ヘクタール以上のときは1件につき480,000円

ウ その他の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは1件につき86,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは1件につき130,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは1件につき200,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは1件

つき36,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは1件につき78,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは1件につき107,000円、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは1件につき175,000円、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは1件につき237,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは1件につき299,000円、10ヘクタール以上のときは1件につき576,000円

ウ その他の場合であって、開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のときは1件につき103,000円、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のときは1件につき156,000円、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のときは1件につき240,000円、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のときは1件

		につき <u>260,000円</u> 、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは1件につき <u>390,000円</u> 、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは1件につき510,000円、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは1件につき <u>660,000円</u> 、10ヘクタール以上のときは1件につき <u>870,000円</u>			につき <u>312,000円</u> 、1ヘクタール以上3ヘクタール未満のときは1件につき <u>468,000円</u> 、3ヘクタール以上6ヘクタール未満のときは1件につき <u>612,000円</u> 、6ヘクタール以上10ヘクタール未満のときは1件につき <u>792,000円</u> 、10ヘクタール以上のときは1件につき <u>1,044,000円</u>
2 開発行為 変更許可申 請手数料	都計法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可の申請    に対する審査	1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が <u>870,000円</u> を超えるときは、その手数料の額は、 <u>870,000円</u> とする。 ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ <u>開発行為許可申請手数料</u> の項の金額の欄に規定する額	2 開発行為 変更許可申 請等手数料	都計法第35条の2第1項の規定に基づく開発行為の変更許可の申請 又は同条第4項において準用する都計法第34条の2の規定に基づく 変更協議の申出に対する審査	1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が <u>1,044,000円</u> を超えるときは、その手数料の額は、 <u>1,044,000円</u> とする。 ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じ <u>開発行為許可申請等手数料</u>

		に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都計法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ <u>開発行為許可申請手数料</u> の項の金額の欄に規定する額 ウ その他の変更については、 <u>10,000円</u>			料の項の金額の欄に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都計法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ <u>開発行為許可申請等手数料</u> の項の金額の欄に規定する額 ウ その他の変更については、 <u>9,200円</u>
3 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	都計法第41条第2項ただし書(都計法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき <u>46,000円</u>	3 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	都計法第41条第2項ただし書(都計法第34条の2第2項又は第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請に対する審査	1件につき <u>50,000円</u>
4 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	都計法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請に対する審査	1件につき <u>26,000円</u>	4 予定建築物等以外の建築等許可申請等手数料	都計法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請又は同条第2項の規定に基づく建築等の協議の	1件につき <u>28,000円</u>
5 開発許可を受けない市街化調整	都計法第43条第1項の規定に基づく建築等の許可の申請	敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合にあっては1件につき <u>6,900円</u> 、0.1ヘクタール以上0.3			

<p>区域内の土地における建築等許可申請手数料</p>	<p>に対する審査</p>	<p>ヘクタール未満の場合にあっては1件につき<u>18,000円</u>、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合にあっては1件につき<u>39,000円</u>、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合にあっては1件につき<u>69,000円</u>、1ヘクタール以上の場合にあっては1件につき<u>97,000円</u></p>	<p>5 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請等手数料</p>	<p>申出に対する審査 都計法第43条第1項の規定に基づく建築等許可の申請又は同条第3項の規定に基づく建築等の協議の申出に対する審査</p>	<p>敷地の面積が0.1ヘクタール未満の場合にあっては1件につき<u>8,900円</u>、0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合にあっては1件につき<u>20,000円</u>、0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満の場合にあっては1件につき<u>40,000円</u>、0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満の場合にあっては1件につき<u>70,000円</u>、1ヘクタール以上の場合にあっては1件につき<u>96,000円</u></p>
<p>6 開発許可を受けた地位の承継承認申請手数料</p>	<p>都計法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継承認申請に対する審査</p>	<p>ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合にあっては1件につき<u>1,700円</u> イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、</p>	<p>6 開発許可を受けた地位の承継承認申請手数料</p>	<p>都計法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継承認申請に対する審査</p>	<p>ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満</p>

		住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合にあっては1件につき <u>2,700円</u>			のものである場合にあっては1件につき <u>2,300円</u>
		ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合にあっては1件につき <u>17,000円</u>			イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合にあっては1件につき <u>3,500円</u>
7 開発登録簿の写しの交付手数料	都計法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき <u>470円</u>			ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合にあっては1件につき <u>18,000円</u>
8 開発許可等不要証明書交付手数料	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく証明書の交付	1件につき <u>5,000円</u>			
9 開発許可申請等図面等の写しの交付手数料	都計法第29条及び第43条の規定に基づく開発行為許可申請等図面等の写しの交付	用紙1枚につき <u>400円</u>			
7 開発登録簿の写しの交付手数料	都計法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき <u>600円</u>			
8 開発許可等不要証明書交付手数料	都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第60条の規定に基づく証明書の交付	1件につき <u>5,500円</u>			

[新設]

別表第9(第7条第11項関係)

手数料の名称	手数料を徴収する事務	手数料の額
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料	盛土規制法第18条第1項又は第37条第1項の規定に基づく中間検査に対する検査	工事区域の面積が500平方メートル以内のときは1件につき6,100円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のときは1件につき6,800円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき7,400円、2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のときは1件につき8,000円、3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき9,600円、5,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のときは1件につき10,000

		円、20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のときは1件につき11,000円、40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のときは1件につき12,000円、70,000平方メートルを超えるときは1件につき16,000円
--	--	---